Japan tax alert

EY税理士法人

CRS及びFATCAの 最新動向

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

共通報告基準(CRS)の適用を開始する国の増加に伴い、海外に拠点を有する金融機関においては、各国の制度要件及びアップデートの有無などの情報収集、さらに運用に向けての実務対応に対して、多くのリソースの投入が必要となっています。EYでは、CRS及びFATCAの各国における制度の詳細情報を含む最新動向のモニタリングを実施されている金融機関向けに、各国の法制度の要件及びFATCAモデル政府間協定、及びOECDによるCRSとの差分が把握できるデータベースを整備しております。EYでは、本データベースのご提供に加え、各国の専門家がCRS及びFATCAの態勢構築を支援します。

本データベースの活用における、主なメリットは以下の通りです。

- ► 世界中のCRS及びFATCAの動向並びに規制要件の変更に関する最新情報を 入手することができます
- ▶ 効率的に網羅的な各国の法令情報の収集を実現することができます
- ► 情報収集及び態勢構築に関与するご担当者様の負担軽減を実現することができます



主要国におけるCRS及びFATCAの最新動向を以下に要約します。

英国

- ▶ 口座保有者に関する自動的情報交換の対象国リストを更新 2016年6月20日、英国歳入関税庁(HMRC)は、口座保有 者に関する自動的情報交換の対象国リストを更新しました (2016年6月8日にインドを、2016年6月20日にコロンビ アを追加)。
- ► バミューダに対する英国と英国王室属領·海外領土間に おける金融口座に係る自動情報交換(CDOT)代替的報告 制度

2016年6月13日、HMRCはCDOT代替的報告制度に基づき、バミューダの金融機関に対し、2015年4月終了課税年度の報告を2016年9月30日までに、2016年4月終了課税年度の報告を2017年9月30日までにHMRCに直接提出することを義務付けることを発表しました。

► HMRCがFATCA及びCDOTに基づき、既存口座に対する デューデリジェンスの期限を延長

2016年5月11日、HRMCは、既存法人口座及び個人低額口座に対するデューデリジェンスの期限を2016年12月31にまで延長することとしました。

▶ HMRCが不記録法人口座の取扱いを明確化

2016年5月11日、HMRCは、不記録法人口座を受動的 NFEEとして取扱い、支配者を特定するための追加的手続き を義務付けることを明らかにしました。

米国

► FATCAオンライン登録システムの登録情報を更新するよう 通知

2016年7月19日、内国歳入庁(IRS)は、FATCAポータルの利用者に対し、IRSからの通知をタイムリーに受け取るため、連絡先などを含むFATCAオンラインシステムの登録情報を最新のものに更新するよう通知しました。

▶ FATCA XMLスキーマv.2.0のドラフト版が完成

2016年6月3日、IRSは、旧スキーマ(v.1.1)に代えて、2017年1月1日以降から用いられるFATCA XMLスキーマv.2.0のドラフト版を公表しました。v.2.0における主要な変更点は、ゼロ報告、口座の閉鎖、提出者の区分に係るストリングの定義及び要素です。

▶ FATCA IDES Technical FAQsを更新

2015年5月27日、IRSは、データ暗号化とセキュリティに焦点を当てた年次報告に係るFAQ(FATCA IDES Technical FAQs)を更新しました。

カナダ

► FATCAのFAQを更新

2016年6月23日、カナダの税務当局は、CRS及びFATCAに関するFAQを更新しました。

ケイマン諸島

- ► AEOIポータルのユーザーガイドの更新版を発表 2016年7月7日、ケイマンの税務当局は、FATCA及び CDOTの報告手続きに関するガイダンスを示すAEOIポータ ルのユーザーガイド(v.2.0)の更新版を発表しました。
- ▶ FATCA及びCDOTの報告期限を延長 2016年6月8日、ケイマンの税務当局は、FATCA及び CDOTに基づく通知・報告期限を2016年8月10日まで延長 すると発表しました。再延長は行われない予定です。
- ► AEOIポータルのユーザーガイド(v.2.0)の更新版を発表 2016年5月26日、ケイマンの税務当局は、AEOIポータル のユーザーガイド(v.2.0)の更新版を発表しました。

メキシコ

▶ FATCAの報告期限を延長

2016年7月1日、メキシコの税務当局は、2015年の FATCA報告書の提出期限を2016年8月15日まで延長しま した。

➤ XML報告スキーマを公表

2016年6月14日、メキシコの税務当局は、2017年のCRS 報告を作成するためのXMLユーザーガイドを公表しました。

▶ ゼロ報告手続きを発表

2016年6月1日、メキシコの税務当局は、FATCAに基づく ゼロ報告の提出手続きを発表しました。ゼロ報告は、金融機 関の法的代理人が2016年7月に提出する宣誓書の様式に 含むことが義務付けられます。

▶ FATCAに関するガイダンスを発表

2016年5月、メキシコの税務当局は、FATCAに関するガイダンスを発表しました。

ブラジル

▶ FATCA報告に関するマニュアルを更新

2016年5月25日、ブラジルの税務当局は、FATCA及び CRS報告に関するガイダンスの更新版(バージョン1.0.3) を公表しました。

▶ 報告期限の延長

2016年5月30日、ブラジルの税務当局は、2014年度の報 告期限を2016年8月12日に延長しました。また、2015年 度の報告期限を2016年11月の最終営業日としました。

香港

▶ FATCAに関するFAQを公表

2016年6月22日、香港の税務当局はFATCAに関するFAQ の更新版を発表しました。

韓国

▶ FATCAの報告期限を延長

2016年7月1日、韓国政府は、2016年7月31日のFATCA の報告期限を延長し、新たな期限については追って通知す ると発表しました。

▶ CRS報告様式を公表

2016年6月16日、韓国政府はCRSに基づく報告様式を公 表しました。

インド

▶ 高額口座のFATCA報告期限を延長

2016年6月22日、インドの税務当局は、既存の個人口座 の報告期限を2016年12月31日まで延長すると発表し ました。一方、既存低額口座のFATCA報告期限について は、2016年6月30日に据え置くとしています。

▶ FATCA及びCRSのガイダンス(Clarification Notice)を 発表

2016年5月26日、インドの税務当局は、FATCA及びCRSに 関するガイダンスを発表しました。本ガイダンスでは、納税 者番号(TIN)の取得、カストディ口座の残高の算出、及び報 告提出に係る要件が含まれています。

オーストラリア

▶ CRSにおいて報告義務のない金融機関及び適用対象外と なる□座のリストを公表

2016年7月7日、CRSにおいて報告義務のない金融機関及 び適用対象外となる口座のリストが公表されました。

報告書提出サイトを更新

2016年6月10日、オーストラリアの税務当局は、FATCA報 告を提出するサイトを更新しました。

▶ FATCA及びCRSに関するガイダンスを公表

2016年5月18日、オーストラリアの税務当局は、FATCA及 びCRSに関するガイダンスを更新しました。

シンガポール

▶ 報告書の暗号化に関する更新

2016年5月25日、シンガポールの税務当局は、データセ キュリティを強化するため、2016年7月9日から、IDES(報 告用サイト)においては、CBC暗号モードを用いたFATCA報 告書の作成が義務付けられると発表しました。

マレーシア

▶ ゼロ報告の様式を発表

2016年5月、マレーシアの税務当局は、ホームページ上で ゼロ報告の様式を発表しました。

▶ FATCA報告に関するガイダンスを更新

2016年5月16日、マレーシアの税務当局は、FATCAに関 するサイトを更新し、IDESの暗号化モード変更に伴い、電 子コードブック暗号モードで暗号化されたデータの受付け は、2016年7月9日をもって終了すると発表しました。

► FATCAの報告期限を延長

2016年6月15日、マレーシアの税務当局は、FATCAに基 づく2014年及び2015年の情報に関する報告の提出期限 を2017年6月30日まで延長すると発表しました(2017年 6月30日は、2016年についての報告提出期限でもあり ます)。

ベトナム

▶ FATCA協定が発効

2016年7月20日、ベトナムの税務当局は、FATCA法が承認 され2016年7月7日に施行されたと発表しました。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



本ニュースレターに関するご質問・ご意見 等がございましたら、弊社の担当者又は 下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160810

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp